

令和6年5月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和6年5月24日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

## 胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和6年5月24日(金)午後1時30分から午後1時49分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

会 長 :	1 番 :	松村 孝市	会長代理 :	2 番 :	榎本 太
委 員 :	3 番 :	片野 敏彦	委 員 :	4 番 :	柳澤 兵庫
委 員 :	5 番 :	片野 賀津雄	委 員 :	6 番 :	川上 勝之
委 員 :	7 番 :	南波 雅子	委 員 :	8 番 :	安城 守英
委 員 :	9 番 :	三宅 寿晴	委 員 :	10 番 :	今井 輝子
委 員 :	11 番 :	長谷川 孝広	委 員 :	12 番 :	本間 浩
委 員 :	13 番 :	三浦 幸子	委 員 :	14 番 :	藤村 信広

農地利用最適化推進委員(8人)

委 員 :	乙 :	17 番 :	小泉 正	委 員 :	中条 :	16 番 :	吉村 優作
委 員 :	築地 :	19 番 :	信田 寿幸	委 員 :	乙 :	18 番 :	井上 優彦
委 員 :	黒川 :	21 番 :	中川 金男	委 員 :	築地 :	20 番 :	水澤 幸男
				委 員 :	黒川 :	22 番 :	中山 学

4 欠席委員(1人)

委 員 : 中条 : 15 番 : 高橋 一栄

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第2号議案 胎内農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

6 農業委員会事務局職員

係長 : 小野智裕、主任 : 奥村亮

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和6年5月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、7番南波雅子委員、8番安城守英委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、4月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>5月17日、5月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、2班の委員の皆様にご意見を審査していただきました。</p> <p>以上、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案の利用権設定は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが6件、労力不足により賃借権を再設定するものが5件の、計11件であります。</p> <p>1番から5番は、中間管理機構と11年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、10,000円であります。</p> <p>議案書2ページをお願いします。</p> <p>6番は、中間管理機構と11年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は、5,000円であります。</p> <p>7番から10番は、労力不足により農業者に10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は21,000円であります。</p> <p>議案書3ページをお願いします。</p> <p>11番は、労力不足により農業者に10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は21,000円であります。</p> <p>第1号議案の利用権設定は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の利用権設定の事前審査結果について、10番今井輝子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
10番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る5月17日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、2班の委員5名及び事</p>

	<p>務局2名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第1号議案の利用権設定は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが6件、労力不足により賃借権を再設定するものが5件の、計11件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第1号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第1号議案の利用権設定は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第2号議案「胎内農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書4ページをお願いします。</p> <p>第2号議案は、農用地区域から除外するものが1件であります。</p> <p>1番の案件は、養魚場施設として転用するため、2筆1,225㎡を農用地区域から除外するものであります。</p> <p>申請地は、農用地の集団化や一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれは無いと考えられます。そのため、当案件は農用地から除外したとしても、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれは無いものと思われまます。</p> <p>4ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上説明を終わります。</p>
議長	<p>第2号議案の事前審査結果について、10番今井輝子事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
10番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第2号議案は、農用地区域から除外するものが1件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では特に支障はないと</p>

	<p>判断し、「特に支障なし」と意見を付すことといたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p>
6 番	<p>農振農用地の除外はなかなかできないと思うが、申請すれば除外は可能なのか。</p>
事務局	<p>農振農用地の除外については、申請の内容によるものが大きいです。今回の申請内容が養魚場として転用するのですが、案内図で農振除外を示している部分については、農魚場へのトラック乗り入れのための部分と農魚場からの排水の部分ということで、農業委員会に意見聴取を求めるものであります。</p>
6 番	<p>ここは元々養魚場があるところであるので状況として除外は認められると思うが、雑種地は難しいのか。</p>
事務局	<p>農地として利用できる状況の所であれば、除外は難しいと思われまして、また転用する内容が重要であると思われまして。</p>
議長	<p>案内図の上の除外と下の除外で状況が違うので、今後の農地転用の内容について事務局から追加で説明した方が良いのではないかと。</p>
事務局	<p>案内図中央の箇所に養魚水槽を 5 基設置します。この場所の地目は池沼で農地ではありません。</p> <p>養魚場までのトラック乗り入れのために転用する農地と逆水川への排水のため沈殿槽設置の農地があります。沈殿槽に係わる方の農地は 4,539 m<sup>2</sup>のうち一部 586 m<sup>2</sup>について除外します。今後の流れですが、農用地区域の除外の申請が認められてから転用の申請になります。除外されるまで 4 か月程度要します。</p> <p>転用の計画としては以上となります。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 2 号議案について、事前審査委員長報告のとおり「特に支障なし」と意見を付すことに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第 2 号議案は、「特に支障なし」と付することに決定いたしました。</p>

これで、本日の全ての日程を終了いたしました。  
これを持ちまして、令和6年5月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和6年5月24日

議 長

---

7 番

---

8 番

---